

# 飲食店等への要請について

内容	まん延防止等重点措置	県独自の「緊急事態宣言」
対象地域	宮崎市、日向市、門川町	左記以外の地域
要請期間	8月27日(金)～9月12日(日)	現在の要請を 9月12日(日)まで継続
酒類の提供	終日行わないこと (利用者による酒類の店内持込みを含む)	19時まで
カラオケ設備の利用	飲食が主たる業の店舗においては 終日利用しないこと	—
営業時間	20時までの営業時間短縮	

## ■時短要請協力金

		まん延防止等重点措置	県独自の「緊急事態宣言」
対象地域		宮崎市、日向市、門川町	左記以外の地域
対象店舗		8月27日(金)～9月12日(日)の全期間 を通して時短要請に協力する店舗	9月1日(水)～9月12日(日)の全期間 を通して時短要請に協力する店舗 ※新たに協力する店舗も対象
支給日額	中小企業	売上規模に応じて、1店舗1日当たり 3万円～10万円	売上規模に応じて、1店舗1日当たり 2.5万円～7.5万円
	大企業	売上高減少額に応じて、1店舗1日当たり最大20万円	